

明石市犯罪被害者等の権利及び支援に関する条例

平成23年3月29日条例第2号

改正 平成25年12月26日条例第50号

平成30年3月26日条例第15号

令和2年3月26日条例第17号

令和5年3月30日条例第8号

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）に基づき、明石市における犯罪被害者等の支援のための施策に関する基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護並びに犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 法第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。
- (3) 関係機関等 国、兵庫県その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体（以下「民間支援団体」という。）その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在する者をいう。
- (5) 事業者 市内において、事業活動又は市民活動を行う者又は団体（国及び地方公共団体を除く。）をいう。
- (6) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び危害を加えられることをいう。
- (7) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の人々のうわさ若しくは中傷又はマスメディアの報道等により犯罪被害者等が正当な理由なく受ける、経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害その他の犯罪等に関する被害をいう。

(基本理念)

第3条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさ

わしい日常生活及び社会生活を営むことができる権利を有する。

- 2 犯罪被害者等の支援は、迅速かつ公正に行うとともに、犯罪被害者等の経済的負担について適切に配慮された、利用しやすいものでなければならない。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでの間、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に途切れることなく行われなければならない。
- 4 犯罪被害者等の支援は、その過程において、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害したり、再被害及び二次被害を生じさせたりすることのないよう行われるとともに、犯罪被害者等の支援に関する個人情報の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行われなければならない。
- 5 犯罪被害者等の支援は、その犯罪等の種類や性質に鑑み、犯罪被害者等のプライバシーや心理状態に特段の配慮をするなど、適切に行われなければならない。
- 6 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事事件の手續に容易に関与することができるよう行われなければならない。
- 7 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が刑事事件とされることを望まない場合は、その希望に応じて、適切に行われなければならない。
- 8 犯罪被害者等の支援は、犯罪等により害を被った者(以下「犯罪被害者」という。)のみならず、その兄弟姉妹等の家族又は遺族に対しても、その状況に応じて適切に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、法第5条の規定に基づき、関係機関等と連携し、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、犯罪被害者等の支援のための施策が円滑に実施されるよう、犯罪被害者等の支援に係る体制の整備に努めるものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等を地域で支え合うことに関する関心及び理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害したり、二次被害を生じさせたりすることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条の2 前条の規定は、事業者について準用する。

2 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る手続に適切に関与することができるよう、その就労及び勤務について十分に配慮するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、前項の規定による支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

3 市は、犯罪被害者等が犯罪等の被害(再被害及び二次被害を含む。以下同じ。)に起因して直面している法律問題の円滑な解決を図るため、犯罪被害者等の支援に精通している弁護士等による相談体制の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

4 市は、犯罪被害者等が犯罪等の被害に起因して受けた精神的被害から早期に回復することができるようにするため、公認心理師、臨床心理士等による心理相談その他の必要な施策を講ずるものとする。

(支援金の支給)

第7条 市は、犯罪被害者等が受けた犯罪等の被害による経済的負担の軽減を図るため、60万円を超えない範囲で支援金の支給を行うものとする。

2 前項の規定による支援金の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(特例給付金の支給)

第7条の2 市は、犯罪等により犯罪被害者が死亡した事案において、次の各号のいずれかに該当するため第14条の立替支援金の支給を受けられない遺族に対し、60万円の特例給付金の支給を行うものとする。

(1) 加害者が刑法(明治40年法律第45号)第39条第1項の規定により刑事責任を問われない場合

(2) 加害者が刑法第41条の規定により刑事責任を問われない場合

(3) 加害者が死亡しており、その相続人がいない場合又は相続人全員が相続放棄をしている場合

(4) その他市長が必要と認める場合

2 前項の規定による特例給付金の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(資金の貸付け)

第7条の3 市は、犯罪等の被害を受けたため資金を必要とする犯罪被害者等に対し、50万円を超えない範囲で無利子の資金の貸付けを行うものとする。

2 前項の規定による資金の貸付けに関し必要な事項は、別に定める。

(真相究明についての支援)

第8条 市は、犯罪被害者等がその被害に係る事件の被疑者の特定等に関する情報の提供を公衆に求める活動を行う場合において、その活動を行うために必要な費用の補助その他必要な支援を行うものとする。

(日常生活の支援)

第9条 市は、犯罪等の被害により日常生活を営むことについて支障がある犯罪被害者等に対して、家事、介護等を行う者の派遣、一時保育に要する費用の補助、教育関係に要する費用の補助その他の日常生活を営むために必要な支援を行うものとする。

(安全の確保)

第10条 市は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が更なる犯罪等の被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、住居の復旧及び防犯対策に要する費用の補助、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第11条 市は、犯罪等の被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、一時的な居住のための住居の提供、宿泊施設を利用する場合における宿泊費用の補助、新たに入居する賃貸住宅の家賃の補助、転居に要する費用の補助その他の必要な支援を行うものとする。

(雇用の安定)

第12条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、就労準備に要する費用の補助、関係機関等と連携して犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深めるための施策その他の必要な支援を行うものとする。

(訴訟手続についての支援)

第13条 市は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事被告事件の手続に容易に参加することができるようにするため、犯罪被害者等が公判期日に出席するために必要な費用又は公判手続を傍聴するために必要な費用の補助

を行うものとする。

- 2 市は、犯罪被害者等がその被害に係る民事訴訟の手續に容易に出席等を行うことができるようにするため、犯罪被害者等が民事訴訟の期日に出席するために必要な費用又は民事訴訟の手續を傍聴するために必要な費用の補助を行うものとする。
- 3 市は、加害者に対する損害賠償請求権に係る債務名義を取得した犯罪被害者等に対して、再度の民事訴訟の提起その他の当該請求権の消滅時効を中断させるための手續を行うために必要な費用の補助を行うものとする。
- 4 前3項の規定による費用の補助に関し必要な事項は、別に定める。

(執行手續についての支援)

第13条の2 市は、加害者に対する損害賠償請求権に係る債務名義を取得した犯罪被害者等に対して、当該債務名義に基づく財産開示手續(民事執行法(昭和54年法律第4号)第196条に規定する財産開示手續をいう。)及び第三者からの情報取得手續(同法第204条に規定する第三者からの情報取得手續をいう。)を行うために必要な費用の補助を行うものとする。

(立替支援金)

第14条 市は、加害者に対する損害賠償請求権に係る債務名義(民事執行法第22条第5号に掲げるものを除く。第4項において同じ。)を取得した犯罪被害者等(次の各号のいずれかに該当する場合に限る。以下この条において同じ。)が当該請求権の立替払いを請求した場合は、立替支援金の支給を行うものとする。ただし、犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他立替支援金の支給をすることが社会通念上適切でないと市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 犯罪等により犯罪被害者が死亡した場合

(2) 犯罪等により犯罪被害者が療養に1月以上の期間を要する負傷をし、又は疾病にかかった場合

(3) 犯罪被害者が刑法第176条から第179条まで、第181条又は第241条に規定する犯罪により被害を受けた場合

- 2 市は、前項の規定により立替支援金を支給するときは、その額の限度において、当該立替支援金の支給を受けた犯罪被害者等が有する加害者に対する損害賠償請求権について、当該犯罪被害者等から譲渡を受けるものとする。
- 3 第1項の規定により市が支給することができる立替支援金は、その金額の上限を300万円とする。

4 第1項の規定による立替払いの請求は、犯罪被害者等が加害者に対する損害賠償請求権に係る債務名義を取得した日から1年を経過する日までには行うことができない。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

5 第1項の規定による立替支援金の支給及び第2項の規定による債権譲渡に関し必要な事項は、別に定める。

(市民等及び事業者の理解促進)

第15条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害から回復し、平穏な生活を取り戻すため、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮及び犯罪被害者等の権利の重要性等について市民等及び事業者の理解を深めるための施策を行うものとする。

(民間支援団体への支援)

第16条 市は、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものに対して、その活動の促進を図るため、必要な支援を行うものとする。

(意見の聴取)

第17条 市は、市が行う犯罪被害者等の支援が適切に行われるために、犯罪被害者等及び関係機関等から意見を聴くものとする。

(人材の育成)

第18条 市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援その他の犯罪被害者等の支援を担う人材を育成するための研修等必要な施策を講ずるものとする。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(条例の検証及び見直し)

2 市長は、令和5年4月1日から起算して3年を経過するごとに、この条例の内容が犯罪被害者等を取り巻く社会の状況に適合しているかどうか検証し、その結果を踏まえ、この条例及びこの条例に基づく制度等の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成25年12月26日条例第50号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月26日条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の明石市犯罪被害者等の支援に関する条例第14条第1項及び第4項の規定は、この条例の施行の日以後に債務名義を取得した犯罪被害者等について適用し、同日前に債務名義を取得した犯罪被害者等については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年3月26日条例第17号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の明石市犯罪被害者等の支援に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第14条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に債務名義を取得した犯罪被害者等（改正後の条例第2条第2号に規定する犯罪被害者等をいう。以下同じ。）に係る立替支援金について適用し、同日前に債務名義を取得した犯罪被害者等に係る立替支援金については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年3月30日条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の明石市犯罪被害者等の権利及び支援に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第7条第1項及び第7条の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた犯罪行為による犯罪被害に係る犯罪被害者等（改正後の条例第2条第2号に規定する犯罪被害者等をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前に行われた犯罪行為による犯罪被害に係る犯罪被害者等については、なお従前の例による。